

高等部の学校生活について

県立吉田特別支援学校
高等部生徒指導部

1 服装等について

- ・学習活動にふさわしい服装や身だしなみを心掛ける。
- ・制服については指定するものはないが、制服として「標準的なもの」を各自で購入し、着用する（前籍校のものがあれば、それでもよい）。華美なものや派手なものは控え、高校生としてふさわしいものとする。体操服、上履きについても同様に各自で用意する。
- ・入院生は体育授業の実施日は体操着で登校する。

2 所持品について

- ・学校での携帯電話、スマートフォン等の使用は禁止。朝のSHR時に担任へ預け、下校時に返却してもらう。
- ・必要のない金銭、貴重品は学校に持ち込まない。やむを得ない事情で持ち込んだ場合は、担任に預ける。

3 生活について

- ・登校時刻（8時30分）や授業開始時刻を守る。
- ・昼食は持参する。
- ・水分補給のための飲み物は、休み時間中に飲んでもよい。
- ・通学生は病棟に行かない。入院生は忘れ物があっても、昼休み以外は病棟に戻らない。

4 通学について

- ・1組は原則自力通学（保護者送迎を希望の場合は要相談）。
- ・2組は原則保護者送迎で通学する（自力通学を希望する場合は要相談）

5 その他

（1）運転免許証の取得について

- ・普通自動車免許の取得は届け出制とする。学業を優先することを義務とする。免許取得後は自分の責任において車を運転する。ただし、自家用車での通学禁止。
- ・原付、普通二輪、小型特殊免許の取得は禁止。

（2）アルバイトについて

- ・アルバイトは原則禁止。ただし、家庭が経済的に困窮している場合、下記条件①～④のすべてを満たす場合に相談の上、校長が許可することがある。

- ① 主治医の許可があること。
- ② 高校生を対象とした健全な職種・時間帯であること。
- ③ 学習、学校の諸活動に支障がないこと。
- ④ 成績不良、素行不良がないこと。